

東川町高齢者世帯住宅リフォーム支援事業 補助対象となる主な工事例

【共通事項】

○町内業者で施工する工事であること

○東川町景観基準に合致していること

○工事費用を含んでいること

○工事箇所が居住用途の場所であること

※下記の工事は一例です。

	内 容	可・否	備 考
対象となる工事	1 同一棟の住宅の増築	○	大きさによって確認申請、景観計画区域内行為届が別途必要
	2 屋根の葺き替え、塗装	○	外観が変わる場合は景観計画区域内行為届が別途必要
	3 外壁の張り替え、塗装	○	外観が変わる場合は景観計画区域内行為届が別途必要
	4 屋根の新設、間仕切りの変更	○	
	5 壁紙や床の張り替え等の内装工事	○	
	6 室内の建具の交換	○	
	7 外壁、屋根、天井の断熱化工事	○	
	8 雨樋等の修理	○	
	9 ふすまの張り替え、畳の表替え	○	
	10 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	○	井戸の打ち替えの場合、「おいしい水給水施設事業補助金」にて対応。
	11 照明器具の取付け、取り替え	○	
	12 窓、ガラス(サッシ)の取付け、交換	○	
条件付で対象となる工事	13 住宅に付随するバルコニー、ペランダ、テラスの設置工事	△	建築物の扱いを受けるものは対象。
	14 システムキッチンの設置	△	移動可能な置型機器の取替えのみは対象外。同時に取付工事等を行うものに限る。
	15 給湯設備の設置	△	取付け工事を伴うものを対象。
	16 耐震補強、改修工事	△	対象補強工事と併せて実施する関連工事については、「東川町既存住宅耐震改修補助金」の補助対象とならない工事を対象。
	17 バリアフリー改修 (手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	△	介護保険住宅改修制度を利用している場合は、該当箇所への併用は不可。
	18 室内カーテン・ブラインドの取付け、取り替え (カーテンレールの取付け含む)	△	取付け工事を伴うものを対象。
	19 住宅の解体工事	△	増築、改築を伴う解体工事は対象。
	20 冷暖房器具の購入、設置、取付け	△	取付け工事を伴うものを対象。
	21 エコキュート	△	製品の取替えのみは対象外。同時に配管工事等を行うものに限る。
対象外となる工事	22 薪ストーブの購入、設置、取付け	×	「薪ストーブ等設置事業補助金」にて対応のため対象外。
	23 大画面テレビの購入(配線工事有)	×	リフォームではないため対象外。
	24 電気電化製品の購入、設置	×	リフォームではないため対象外。
	25 太陽光発電システムの設置	×	リフォームではないため対象外。 「住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金」にて対応。
	26 太陽熱温水器	×	リフォームではないため対象外。
	27 電話やインターネットの配線工事	×	リフォームではないため対象外。
	28 インターフォンの設置	×	リフォームではないため対象外。
	29 防犯用ライト取付け工事	×	リフォームではないため対象外。
	30 門扉、ブロック塀等の外構工事	×	住宅ではないため対象外。
	31 造園工事、植木剪定	×	住宅ではないため対象外。
	32 車庫、納屋等の改修工事	×	住宅ではないため対象外。
	33 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	×	他の補助制度を利用している場合は対象外。
	34 浄化槽本体	×	「東川町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金」にて対応のため対象外。